

《第4回城陽市東部丘陵地整備計画見直し検討会 議事録（要旨）》

- 日時：平成28年2月17日（水）午前9時30分～11時30分
- 場所：城陽市消防本部 3階 大会議室

1. 開会

◎報道関係者について

市より冒頭のみ公開（写真撮影）、議事進行中は非公開とすることを案内。

2. 議事

（1）城陽市東部丘陵地整備計画の見直し項目（案）について

市より、平成19年度に策定した城陽市東部丘陵地整備計画の主な内容、見直し項目、及び各項目における見直し後の市の考え方を説明。

◎討議内容

○道路計画における（仮称）南北幹線と宇治木津線の関係性について

意見：今回の見直しにより、平成19年当時の幹線道路として位置付けている（仮称）南北幹線という表現を無くすということなのか。（仮称）南北幹線を無くすと将来の道路計画が無くなることとなり、宇治木津線を単に要望しているだけとなるが、その表現で十分なのか。

市：南北軸の幹線道路は必要だと認識している。宇治木津線は検討中であることを踏まえながら、今後の南北軸の扱いについては検討していきたいと考えている。

○道路計画に係る国等との事前調整及び情報共有の必要性について

意見：道路配置に関する計画については、宇治木津線やスマートICの計画内容が固まった時点で関係機関との調整を行い見直していくということだが、宇治木津線については、中々スケジュールが明確とならないところもある。そのため、計画内容が固まってから調整を図るのではなく、計画内容がある程度固まった時点から早期に国等と事前調整、情報共有を図っていただければ、その後の調整もスムーズに進んでいくのではないかと考える。

市：整備促進のためには、素早い情報交換、情報共有は必要だと考えているため、そのように進めさせていただく。

○調整池計画におけるエリア設定の考え方について

意見：調整池計画におけるエリアの範囲は先行整備地区、中間エリア等のことを指しているのか。そうであるならば、範囲が広すぎるため、ゾーニング程度の範囲とした方がよいと考える。また、エリアの範囲が理解できるよう文言を修正していただきたい。

市：エリアの設定としては、流域毎のエリアとしている。調整池については、河川の状態等を考慮した計画としている。また、文言については、理解しやすい文言へと修正させていただく。

○埋戻し事業の計画的実施に係る市の考え方について

意見：埋戻し事業の計画的実施において、「集中的かつ計画的に埋戻しが行えるシステムを確立する。」といった記述があるが、これは新たなシステムを構築するということなのか、それとも埋戻しの時間的順序を整理するということなのか。

市：この記述の意図としては、実際の実施方法を確立するという意味であるため、その表現については、もう少し理解しやすい形となるよう検討させていただく。

○暫定利用方策に係る市の考え方について

意見：暫定利用方策において、「暫定利用基準を廃止し、」といった記述があるが、今回の見直しにおいて、平成19年当時の暫定利用に係る手続に対応するためのまちづくり条例を新たに制定するというのであれば、この暫定利用基準の廃止という文言はあまり大きな意味を持たないのではないかと。

市：暫定利用基準の廃止に係る文言については、これまで暫定利用基準に基づき審査してきたものを今回廃止し、まちづくり条例の中で審査していくといった意図で記述させていただいている。現在までの手続を変更するということが理解しやすいよう表現は検討させていただく。

○企業誘致の実現に向けた考え方について

意見：本プロジェクトは、市だけではなく周辺地域及び幹線沿いの地域にとっても非常に重要なプロジェクトであると認識している。我々が必要となってくる出番としては、事業化段階の時期となるため、まだ先の話しにはなるが、その時期が来れば可能な限りの応援、支援はさせていただきたいと考えている。市としては、早期に事業を進めていきたいという考えだと思うが、新名神高速道路沿線における他の自治体においても、ゾーニングや企業誘致等の動きが始まりつつあるといった状況である。そのような状況下において、企業誘致を進めていくためには、東部丘陵地の強みである立地条件を活かした企業誘致というものが特に重要だと考える。企業誘致をする際の企業の選び方もよく考えていく必要があるかもしれない。工場系の企業を誘致すれば、雇用は確保できるかもしれないが、その工場が地域に根付くかどうか、また地域の既存事業とリンクするかどうかといったところが、今後の地域活性化の大きな課題となっている。これまでの企業誘致の傾向としては、誘致された企業ゾーンと、既存の企業ゾーンとに分かれており、あまりリンクがないといった状態であった。しかし、最近の動向としては、地域経済に波及するような企業を誘致していきといった動きが活発に起こっている。そのような中で、やはり市の強みというのは圧倒的な立地条件だと考える。本プロジェクトであれば、東京首都圏の企業を誘致することも可能かもしれない。そうすれば、東京一極集中の是正にも繋がるため、関西の企業を誘致するというよりは、東京首都圏の企業を誘致するといった思い切った動きも、今後、既存の企業とのリンクも考慮しながら準備していただければと考える。

市：本市としても、東部丘陵地は市だけではなく府南部地域の核となるポテンシャルを持っている地域であると認識している。そのため、広域的な視点からどのような企業を誘致すべきなのかといったところや、第Ⅱ期に市街化区域編入を目指す地域のニーズ等についても今後検討していき、東京首都圏の企業誘致についても認識しながら次のステップに進んでいきたいと考える。

(2) 整備計画中間エリア構想(案)について

市より、期別方針及び中間エリア構想(案)等について説明。

◎討議内容

○道路網の構築及び地域力の向上について

意見：宇治木津線については、その名の通り宇治市へ接続する道路となるわけであるが、宇治市への道路アクセスというものが、最終的には市のまちづくり、土地利用の鍵を握るという思いを持っていた。宇治木津線については、東部丘陵線

に接続される計画となっているため、その東部丘陵線から宇治市へ接続する道路というものを幹線道路として今後位置付けていっていただきたい。山城総合運動公園城陽線、立場林道、そして宇治田原町側から続く道路網の整備が必要ではないかと考える。また、先行整備2地区については、今後、土地利用の実現を目指していくこととなるが、地権者だけの力では到底まとめあげることにはできないと考えている。地権者としても、道路用地の無償提供等を通して、市のまちづくりに協力していきたいと考えているため、国、府及び市においても新産業の創出、文化の創出を含めた地域力を高めていけるような取り組みを進めていっていただきたい。

市：宇治木津線のルートについては、あくまで沿線3市町（城陽市、木津川市、井手町）において現在要望しているルートであり、固まったものではない。今後、具体的なまちづくりを示していく中で、要望ルートの実現性を高めていきたいと考えている。また、これらの整備を具体化していくことにより、次のステップとなる宇治市への接続等も含めた道路網を強固なものにしていきたいと考えている。そのためには、地権者の方々にも協力いただく必要があると考えているため、協力を得ながら進めていきたいと考える。

○砂利採取と跡地利用のバランスについて

意見：東部丘陵地で生産される砂利については、昭和30年半ばから今日まで、関西圏の産業発展の基礎として大きな役割を果たしてきたところである。現在も、府下では約70%の割合で使用されており、今後とも防災対策及び地域社会の健全な発展にかかすことのできない資源となっている。近畿砂利協同組合設立以降、修復整備、跡地利用の協議を重ね、いよいよ先行整備地区の土地利用、東部丘陵線の整備が現実化していく時期に差し掛かってきた。今後、更に跡地利用を進めていくエリアは増えてくるが、東部丘陵地の整備及び府南部の整備を進めていくうえでも、砂利は必要となる。業界としても、今後の事業形態については、跡地利用と砂利採取のバランスを取り、地域の共存共栄を図るべく、計画的な砂利採取、修復整備、跡地利用を検討し、お示ししていこうと考えているため、温かいご指導をお願いする。

○土地の有効活用という観点からの調整池計画の考え方について

意見：本計画における調整池については、久世荒内・寺田塚本地区土地区画整理事業のように調整池の上面を公園として利用するといったような土地の有効活用は考えられていないのか。それとも、検討した結果、このような形で調整池を設置した方が良いという結論になったのか。

市：現時点では、調整池上面を公園として利用した場合の詳細な経費、減歩率等のシミュレーションは行っていないことから、今後検討していきたいと考える。上面を有効活用することが企業誘致の際に有利なのであれば活用していきたいと考えるが、逆に経費が嵩むということであれば活用はしないこととなる。いずれにしても、今後整備を進めていく中で有効となる部分については議論を進めていきたいと考える。

○企業誘致実現に向けた鉄道事業への働きかけについて

意見：鉄道事業に関しての検討及び働きかけ等を行っているのか。現在、企業誘致を行っているところの状況からすると、企業誘致の際に企業側からは必ずといっていいほど鉄道の話がでてきている。例えば、隣接する駅に急行は止まるのかといった話も将来的に確実に出てくると考える。

市：鉄道に関する課題については、市全体での議論にはなるが、東部丘陵地に限定すると、木津川運動公園隣接地に JR 長池駅がある。この JR 奈良線については、現在、複線化事業が進められている状況である。また、市全体としては、他にも近鉄寺田駅に隣接する新市街地において企業誘致が進められている状況にあることから、今後、これらが具体化していくことにより、鉄道事業への働きかけを更に進めていける条件は整っていくと考えている。ただし、鉄道事業への働きかけを進めていくためには、それだけの利用者が見込めるということがポイントとなるため、今後、東部丘陵地の整備を進めることにより、集客力はあるということを説明していくことが必要だと考える。

○市と地権者との十分な協議及び柔軟かつ大胆な対応による開発について

意見：本計画はこれまで住宅都市として発展してきた市を、雇用や人の交流の創出ができる街に変更してくれる可能性が十分あるものだと考えている。また、本計画は、現時点で考えられる、市にとって非常に大きな経済効果をもたらしてくれる将来性のあるゾーニングになっていると考える。ただし、ゾーニングや企業誘致等をすべき企業等については、今後の国内外の情勢を注視しつつ、市と地権者が十分に協議を行い、その都度柔軟かつ大胆に対応していただけるようお願いする。東部丘陵地の開発がより良いものとなるよう期待している。

○立地条件の優位性を活かした取り組みについて

意見：広域的な観点から考えると、東部丘陵地は非常に将来性のある開発可能適地と受け取ってもよいのではないかと考える。このような大規模な開発可能適地は他府県にもあるが、約 4 2 0 ha のまとまった土地、IC 及びスマート IC に隣接する土地であって、将来に向けての開発可能適地があるというのは、恐らく近畿地方では唯一だと考えている。それだけに、東部丘陵地というものは、世界的に見ても良い評価が与えられるところだと考えられるため、市の持っているメリットを今以上に活かし取り組んでいっていただければと考える。一例として挙げると、関西文化学術研究都市については、現在、第 4 期目の計画を策定しつつあるが、研究開発機能や産業系の機能は現在のクラスターの中では、利用できる土地がほとんど残っていないという状況である。そのため、今後は隣接する地域とも連携しながら学研都市の集積を高めていくといった動きは出てくると考えられる。そういう点からいくと、本計画における中間エリアのコンセプトとよく合致しているわけである。そのため、このような学研都市との連携等も踏まえながら、今後、意図的かつ戦略的に取り組んでいっていただきたいと考える。

(3) 城陽市東部丘陵地まちづくり条例(案)について

市より、城陽市東部丘陵地まちづくり条例の最終(案)の概要及び、パブリックコメントの実施結果等について説明。

◎討議内容

委員からの意見は特になし。

(4) 保安林の取扱い方針(案)について

市より、保安林の取扱いに係る現状(進捗状況)、課題、今後の方向性について説明。

◎討議内容

○保安林解除に係る林野庁の見解及び府の協力体制について

意見：保安林解除の権限は農林水産大臣となるため、府として解除できるという約束

をすることはできないが、林野庁からは解除が絶対に不可能ということではないといった見解をいただいているところである。また、林野庁からは解除に向けての議論を行うためには、復旧を前提とすること、かつ具体的な計画を示す必要があるといった見解もいただいているところである。本計画に書かれている市の方向性については非常に良いものだと考えるため、具体的な計画が固まった際には、府としても是非とも協力させていただきたいと考えている。

○保安林復旧の責任の主体について

意見：保安林復旧の責任者は誰になるのか。

市：保安林の復旧の主体は原因者である砂利採取事業者が行うこととなる。その上で、復旧確認については府が行うこととなる。現在、復旧については、砂利採取事業者にて鋭意進められているところである。

○計画的な回復に向けた努力について

意見：計画的に回復することができるのかというところは中々難しいとは思いますが、それをできるように努力すべきであるということが本質であると考えている。

市：開発を進めていくうえでは、一定の緑地が求められるため、まずは、そこでしっかりと緑の回復を図っていくこととなる。ただし、現状回復が原則との保安林の考え方があり、緑地帯を設けたから保安林を解除できるというものではないということは認識しているため、具体的な計画や市の考え方を示していく中で林野庁との議論を進めていきたいと考えている。

○道路整備に隣接する保安林に対する考え方について

意見：道路整備に隣接する保安林に対する考え方については、市の考え方で良いと考えるが、これらが手戻りすることがないような方策は考えているのか。

市：現時点において、整備が決まっている区間（東部丘陵線、先行整備地区等）をまずは復旧し、その部分を進めさせていただくこととなる。いつまでの時期にというものは定めていないが、整備が目前に迫っていることもあるため、整備に支障のないよう地権者にも協力を得ながら進めていきたいと考えている。

意見：保安林の解除については、権限が林野庁にあるだけに、皆が協力し、かつしっかりとしたロジックで説明していかないと、この手続きは中々進められないということが現状である。それだけに、市としての考え方や方針を明確に作成したうえで、今後取り組んでいっていただきたいと考える。

(5) 再生土の対応方針(案)について

市より、再生土の対応(案)及びその理由について説明。

◎討議内容

○将来的にわたる地下水の保全の必要性について

意見：再生土の対応方針については、市の考え方で良いと考える。やはり、この問題は市の地下水の問題であることから、市の全体的な方針の中で、再生土だけに限らず、地下水の保全を将来的にわたり見守っていただきたい。

○市の方針への賛成について

意見：まちづくり条例を今回新たに制定することにより、将来に向けて環境に配慮したまちづくりを進めるといった大きな方針の下に、再生土の取扱いについてもその中に盛り込んで検討していくということなので、この対応方針で取り組むことに対し異論はない。

※その他委員からも異論は特になし。

(6) その他

市より、来年度に「城陽市東部丘陵地等あり方検討会」、「城陽市東部丘陵地整備計画見直し検討会」を発展させた組織として、「城陽市東部丘陵地整備推進協議会（仮称）」の設置を目指す旨を報告。また、協議会の目的、構成(案)等も併せて説明。

○整備推進協議会の早期設置の必要性について

意見：開発可能適地が近畿圏を見ても限られている中で、市には東部丘陵地といった有効な場所があるため、学研都市以外にも、進出したい企業等はあると考える。そのため、来年度設置する予定の整備推進協議会については、そういった企業等において信頼のおける組織であらなくてはならないと考える。そういった点では、官民学等が一体となった組織を立ち上げるということは非常に意味のあることだと考える。また、そのような体制でやっているということを対外的にアピールしていくことは非常に重要だと考える。そのため、市としてはまったなしという心構えで今後取り組んでいていただきたい。個人的には、今すぐにも整備推進協議会を立ち上げていただきたいという思いであるため、整備推進協議会の設置要綱等の協議会運営に係る中身についても早急に固めていていただきたいと考える。

4. 閉会